

根拠条文等	対象用途	適用基準	審査対象 建築行為等
適合義務（適合性判定） 【11・12条】	非住宅	一次エネルギー消費量基準	特定建築行為 ^{※1} （特定増改築を除く）
届出等 【19条等】	住宅	外皮及び 一次エネルギー消費量基準	床面積 ^{※2} が300㎡以上の 新築、増改築
	非住宅	一次エネルギー消費量基準	床面積 ^{※2} が300㎡以上の 新築、増改築 （基準適合義務対象を除く）

※1 特定建築行為とは、下記の行為をさす

- ・ 特定建築物（非住宅部分の床面積^{※2}が2,000㎡以上）の新築
- ・ 特定建築物の増改築（増改築する部分のうち非住宅部分の床面積^{※2}が300㎡以上のものに限る）
- ・ 増築後に特定建築物となる増築（増築する部分のうち非住宅部分の床面積^{※2}が300㎡以上のものに限る）

ただし、平成29年4月施工の際現に存する建築物については、「非住宅に係る増改築部分の床面積の合計」が「増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る）に係る延べ面積の一定割合（1/2）以下の場合、適合義務・適合性判定は不要となるが、届出が必要となる。

※2 外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積